

令和7年度大村市集団指導(介護予防・日常生活支援総合事業) 運営指導において指摘の多い事項について

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
(1)運営に関する基準					
①	全サービス共通	運営規程に定めるべき事項について	生きがい対応型訪問サービス事業者等は、生きがい対応型訪問サービス事業所等ごとに、重要事項に関する規程を定めておかなければならない事項の1つとして次の事項が挙げられている。 ・虐待の防止のための措置に関する事項 貴事業所の運営規程において、「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められていなかったため、早急に運営規程に定め、変更届出書を提出すること。	〇市条例第24条、第41条、第46条及び第58条	運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められていない場合は、早急に定める必要があります。
②	全サービス共通	感染症の発生又はまん延防止のための措置について	生きがい対応型訪問サービス事業者等が当該生きがい対応型訪問サービス事業者等において感染症が発生し、又はまん延しないように、講じなければならない措置の1つとして次の事項が挙げられている。 当該生きがい対応型訪問サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、生きがい対応型訪問サービス事業者等従業者に周知徹底を図ること。 貴事業所では、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が開催されていなかった。今後は、当該委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、生きがい対応型訪問サービス事業者従業者に周知徹底を図ること。	〇市条例第27条第3項、第41条、第50条第2項及び第58条	感染症の予防及びまん延防止のため、 (1)おおむね6月に1回以上当該対策を検討する委員会を開催し、その結果を訪問介護員等の周知徹底を図ること。 (2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)研修及び訓練を定期的に実施すること。 を講じなければなりません。 これらは、実施したことが確認できるようにしてください。
③	全サービス共通	重要事項の掲示について	生きがい対応型訪問サービス事業者等は、生きがい対応型訪問サービス事業所等の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。 生きがい対応型訪問サービス事業者等は、重要事項を記載した書面を当該生きがい対応型訪問サービス事業所等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 生きがい対応型訪問サービス事業者等は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 貴事業所では、事業所内に重要事項を掲示しておらず、いつでも関係者が自由に閲覧できる状態ではないことが確認されたため、早急に改善すること。 また、ウェブサイトへの掲載もされていなかったため、早急に掲載すること。	〇市条例第28条、第41条、第54条及び第58条	重要事項は、事業所の見やすい場所に掲示する等、いつでも関係者が自由に閲覧できる状態にしてください。 また、令和7年4月1日から重要事項をウェブサイトへの掲載することが義務化されています。「ホームページ等」又は「介護サービス情報公表システム」へ掲載する必要があります。 なお、重要事項を変更した際、ウェブサイトの変更も忘れずに行ってください。
④	全サービス共通	利用者及び利用者の家族の個人情報の同意について	生きがい対応型訪問サービス事業者等は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 貴事業所では、利用者の〇〇氏について、個人情報の利用に係る当該利用者の家族の同意が確認できなかったため、早急に対応すること。 また、全利用者について改めて点検し、今後同様のことがないよう留意すること。	〇市条例第29条第3項、第41条、第54条及び第58条	個人情報の同意については、「利用者」及び「利用者の家族」から、あらかじめ文書により同意を得る必要があります。

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
⑤	全サービス共通	虐待の発生又は再発を防止するための措置について	生きがい対応型訪問サービス事業者等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該生きがい対応型訪問サービス事業所等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該生きがい対応型訪問サービス事業所等における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該生きがい対応型訪問サービス事業所等において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 貴事業所では、生きがい対応型訪問サービス事業所等における虐待の防止のための対策を検討する委員会が開催されておらず、定期的な研修も実施されていなかった。 今後は、虐待の発生又はその再発を防止するため、当該委員会を定期的に開催するとともに、年に1回以上研修を実施すること。	○市条例第34条の2、第41条、第54条及び第58条	虐待の発生又はその再発を防止するための委員会等について、実施した記録が確認できない事例が見受けられます。 左記の(1)から(4)を満たしていない事実が生じた場合、減算の対象となります。 委員会及び訓練について、実施したことが確認できるようにしてください。
⑥	全サービス共通	変更届出書の提出について	生きがい対応型訪問サービス事業者等は、運営規程に変更があったときは、変更届出書により、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 貴事業所では、従業者の勤務体制に変更があり、運営規程を変更する必要があったが、運営規程を変更しておらず、変更届出書を提出していなかった。 運営規程を変更し、変更届出書を提出すること。	○市指定規則第4条	変更届出書は10日以内に届け出てください。総合事業に関する変更については、大村市へ届け出る必要がありますので、忘れずに提出してください。
⑦	全サービス共通	地域包括支援センターへの報告について	サービス提供責任者又は訪問事業責任者は、生きがい対応型訪問サービス計画等に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該生きがい対応型訪問サービス計画等に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援等又は第1号介護予防支援事業を行う者に報告するとともに、当該生きがい対応型訪問サービス計画等に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該生きがい対応型訪問サービス計画等の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行うものとする。 サービス提供責任者又は訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援等又は第1号介護予防支援事業を行う者に報告しなければならない。 貴事業所では、地域包括支援センター等への1月に1回の報告が利用回数のみであり、利用者の状態等を報告していることが確認できなかった。また、モニタリングに関しても、把握した結果について報告がなされていなかったことから、以後改善すること。	○市規則第16条第1項第9号及び第10号	少なくとも1月に1回、介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センター等へ「利用者の状態」、「当該利用者に対するサービスの提供状況」等について報告する必要があります。 また、生きがい対応型訪問サービス計画等に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、モニタリングを実施してください。 なお、その結果を記録し、地域包括支援センター等へ報告してください。

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
(2)介護報酬請求(加算・減算)に関する基準					
①	全サービス共通	介護職員等処遇改善加算の算定について	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の算定要件の中に、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていることが含まれている。 貴事業所では、介護職員等処遇改善計画書を作成しているものの、全ての職員に周知したことについては確認できなかった。 今後は、全ての職員に対し、周知したことが確認できるよう改善すること。	○大臣基準第四十八号 イ(2)	介護職員等処遇改善加算の対象となる全ての介護職員に、作成した介護職員等処遇改善計画書を周知したことが確認できない事例が多くありました。 全ての職員に周知したことが確認できるようにしてください。
②	生きがい対応型通所サービス	口腔機能向上加算の算定について	口腔機能向上加算(Ⅰ)の算定要件の中に、利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していることが含まれている。 貴事業所では、口腔機能向上加算(Ⅰ)を算定するに当たって、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画は作成されていたが、看護職員等が共同して作成したことが確認できなかった。今後は、当該加算を算定するに当たって、看護職員等が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成したことが確認できるよう改善すること。	○大臣基準第百三十二号において準用する第二十号 イ(2)	口腔機能改善管理指導計画を作成するに当たって、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成したことが確認できるようにしてください。